

川崎市指令環廃 第19号

許可番号 第1002号

一般廃棄物処分業許可証

住 所 川崎市川崎区扇町12番7号

氏 名 ジャパンバイオエナジー 株式会社

代表取締役 安田 浩 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年5月31日

川崎市長

福田

紀

彦

印



許可の年月日

平成30年5月1日

許可の有効期限

平成32年4月30日

1 事業の範囲

事業系一般廃棄物（木くずに限る。）
処分（破碎）

2 事業の用に供する全ての施設

(1) 設置場所

川崎市川崎区扇町31番2ほか（9271.84m²）

(2) 施設の種類及び処理能力

破碎施設一式 処理能力214t/日 破碎施設（一次）

破碎施設一式 処理能力289t/日 破碎施設（二次）

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年5月1日 更新許可

COPY

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。